

# 労働安全衛生規則等の 省令が改正されました！

**法的  
必需品**

改正法令の追加項目である疾病・症状・使用すべき保護具等の掲示が義務付けられました。

## 石綿作業集合標識

**石綿封じ込め等作業中**

**関係者以外立入禁止**

入場の際には必ず適切な保護具を着用すること



**DO NOT ENTER  
AUTHORIZED PERSONS ONLY**

**作業場内での喫煙・飲食**



**NO SMOKING, FOOD OR  
BEVERAGES IN WORKPLACE**

**石綿作業主任者の職務**

これは石綿を取り扱う作業場です

- 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者  
氏名

**石綿等使用の注意事項**

石綿等を取り扱う作業場

石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：気道障害、肺障害、じん肺(石綿肺)、肺がんまたは中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水

症状：せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

石綿等の取扱い上の注意事項

取扱い

(1) 飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

(2) 喫煙、喫煙具の保管は避けること。

(3) 適切な保護具を使用すること。

(4) 石綿等の粉じんが舞散る室内作業場(解体等以外)では、発散源を密閉する設備、又は局所排気装置を設置すること。

(5) 解体等石綿粉じんを著しく発散するおそれのある作業は、作業場所を隔離し、ろ過集じん排気装置を設置すること。

(6) 取扱い後は洗浄設備で、洗顔・洗身・うがいをよく行うこと。

保管

(1) 石綿等を運搬又は貯蔵するときは、石綿等の粉じんが舞散るおそれがないように堅固な容器を使用し、又は密閉な包装をすること。

(2) 容器又は包装の見やすい場所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表記すること。

(3) 石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。

必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具

呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること。

防じんマスク  電動ファン付き呼吸用保護具

送気マスク  空気呼吸器

手の保護具：適切な保護手袋を使用すること。

ゴム手袋  化学防護手袋

目の保護具：適切な保護めがねを使用すること。

保護めがね  ゴグル形保護めがね

全面形面体呼吸用保護具

皮膚及び身体の保護具： 作業衣  保護衣  フード付き保護衣



表示プレート

表 **石綿封じ込め等作業中**  
ウラ **石綿除去作業中**



丸めて持ち運びも簡単

## 石綿障害予防規則対応標識 (第34条 掲示)

**石綿等使用の注意事項**

石綿障害予防規則第34条に定める掲示

石綿等を取り扱う作業場  試験研究のため製造する作業場  
 石綿分析用試料等を製造する作業場

石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：気道障害、肺障害、じん肺(石綿肺)、肺がんまたは中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水

症状：せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

石綿等の取扱い上の注意事項

取扱い

ばく露を防止するため、装置の密閉化又は防爆タイプの局所排気装置を設置すること。使用前に使用説明書を入力すること。すべての安全注意を読み理解するまで取扱いしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。授乳、吸入又は飲み込まないこと。粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。密封すること。

保管

化学品を扱う場合の一般的な注意として、安定化した状態でのみ貯蔵する。暗所に保管する。涼しい場所に保管する。床面に沿って換気する。破損や漏れが無い密閉可能な容器を使用する。容器を密閉しておくこと。

必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具

呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること。

防じんマスク  電動ファン付き呼吸用保護具

送気マスク  空気呼吸器

手の保護具：適切な保護手袋を使用すること。

ゴム手袋  化学防護手袋

目の保護具：適切な保護めがねを使用すること。

保護めがね  ゴグル形保護めがね

全面形面体呼吸用保護具

皮膚及び身体の保護具： 作業衣  保護衣  フード付き保護衣

**石綿等使用の注意事項**

石綿障害予防規則第34条に定める掲示

ここは石綿を取り扱う作業場です

石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類：気道障害、肺障害、じん肺(石綿肺)、肺がんまたは中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水

症状：せき、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、体重減少

石綿等の取扱い上の注意事項

取扱い

(1) 飲み込みを避けること。皮膚との接触を避けること。粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

(2) 取扱い時は飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 適切な保護具等を使用すること。

(4) 石綿等の粉じんが舞散る室内作業場(解体等以外)では、発散源を密閉する設備、又は局所排気装置を設置すること。

(5) 解体等石綿粉じんを著しく発散するおそれのある作業は、作業場所を隔離し、ろ過集じん排気装置を設置すること。

(6) 取扱い後は洗浄設備で、洗顔・洗身・うがいをよく行うこと。

保管

(1) 石綿等を運搬又は貯蔵するときは、石綿等の粉じんが舞散るおそれがないように堅固な容器を使用し、又は密閉な包装をすること。

(2) 容器又は包装の見やすい場所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表記すること。

(3) 石綿等の保管については、一定の場所を定めておかなければならない。

必ず保護具を使用してください

使用すべき保護具

呼吸器の保護具：適切な呼吸用保護具を使用すること。

防じんマスク  電動ファン付き呼吸用保護具

送気マスク  空気呼吸器

手の保護具：適切な保護手袋を使用すること。

ゴム手袋  化学防護手袋

目の保護具：適切な保護めがねを使用すること。

保護めがね  ゴグル形保護めがね

全面形面体呼吸用保護具

皮膚及び身体の保護具： 作業衣  保護衣  フード付き保護衣

**324-62C**

サイズ：1200×930mm  
材質：ビニールターポリン  
(上下パイプ入り・吊り下げヒモ付・裏面ベルト付)  
表示プレート用透明ポケット付  
作業主任者氏名欄は透明ポケット付

**324-72A**

サイズ：600×450mm  
材質：エコユニボード

**324-721A**

サイズ：600×450mm  
材質：エコユニボード



ユニットの  
S-22カタログも  
ご覧ください。

